

# 事前協議書

行為の名称 (イベント名等)			
主催者名			
担当者		連絡先	
メールアドレス			
使用期間 (使用時間)	設営: 月 日 ~ 月 日( 時 ~ 時 )		
	実施: 月 日 ~ 月 日( 時 ~ 時 )		
	撤去: 月 日 ~ 月 日( 時 ~ 時 )		
	大型ビジョン: 月 日 (午前・午後・夜間)、月 日 (午前・午後・夜間) 月 日 (午前・午後・夜間)、月 日 (午前・午後・夜間)		
概要	使用形態	一般利用 ・ 商業利用	
	使用場所	広場A ・ 広場B	
	附属設備	コンセント ( ボックス) 本設分電盤 ( 100V/30A , 100V/75A , 100V/400A ) 200V/60A , 200V/100A , 200V/175A ) 仮設分電盤② ( 100V/300A , 200V/175A ) 水道 ( 栓 ) 大型LEDビジョン装置使用 ( 有 ・ 無 )	
		使用内容 (イベントの種別と内容について、現時点での予定をできるだけ詳細に記入)	

\* 1 太枠の中を記入し、配置図を添えて事前協議書を提出してください

\* 2 下記項目について、担当者と協議を行い、受付印を押した写しを必ずお持ち帰りください

\* 3 本事前協議書の記入内容は、情報公開となります

対応者: \_\_\_\_\_

受付印

## 使用にあたっての遵守事項等

- \* 関係する項目にチェックを入れ、関係のない項目は抹消線を引くこと
- 使用時間は9時から21時までだが、この時間を超える場合は、事前協議が必要
- 音楽演奏、歌唱は20時までに終えること
- 広場付近の店舗や住居に迷惑がかかることが予想される音量のイベント等は使用許可できない
- イベント等の開催中は、音楽やBGMを連続して流すのではなく、一時的に音楽等を止めた時間を設けるなど、広場付近の店舗や住居に配慮すること
- 重低音が発生する楽器、音響機器等を使用する場合は、特に音量に注意すること
- 広場内に乗入れができる車両の重量は、積載荷重を含み4tを超え8t未満は駐車時に養生が必要、8t超える場合は事前協議が必要
- 広場内を車両が通行する場合は、最徐行のうえ、歩行者の安全対策を十分に行うこと
- 資材等の搬入搬出の際は、広場内施設が汚れたり破損したりしないよう十分な措置を行うこと

次ページに続く

- 駐車時は原則エンジンを停止すること
- 設営・撤去時を除き広場内で関係者の車両を駐車する場合は、大型LEDビジョン装置の東側（裏側）スペース以外の場所に駐車しないこと
- 来場者は広場内に駐車することはできない
- テント等設営の際は、広場内施設が汚れたり破損したりしないよう十分な措置を行うこと
- テント等設置の際は、転倒防止のため、テントの各足にウエイトを設置すること
- テント等の配置は、広場利用者が閉塞感を感じないレイアウトとし、会場内を容易に通り抜けできる配置とすること
- テントの前面は3m以上の通路を確保し、通行の妨げになる物を置かないこと
- 会場には3m以上の幅で通行できる出入口を数か所設け、歩行者の通り抜けに支障がないような配置とすること
- 広場貸し出し区域からトイレ棟前を通って府内町方面への通り抜けられるように、十分な広さの通路を確保すること
- 路面や施設が汚れる恐れがあるときは汚れないような措置を取ること
- 発動発電機等の排気を伴う設備や車両の配置については、樹木や植栽コンテナ等の広場内施設、歩行者に排気がかかるないよう処置をすること
- 電源コードなどは足がひっかかるないように必ず養生シートなどで安全対策を実施すること
- 照明や樹木には、はり紙や看板の設置、防護柵等の設置やロープの巻付け等はできない
- 複数日にわたって広場を利用する場合、備品等の管理は使用者が責任を持って行うこと
- 広場内で喫煙することはできない
- 火気使用時は、周囲へ火の粉やすす、油などが飛び散らない措置を行うこと
- たき火等の直火（舗装面で直接火を起こすことを指す）は禁止
- 使用期間中及び使用終了後は広場内のゴミ拾い等の清掃を行うこと
- 貸出区域内の施設や路面の汚れは、使用者の責任において清掃すること
- 照明器具を設置する場合は、信号機や交通標識と誤認する恐れのあるものや景観を損なうような演出照明は避け、周辺環境に配慮すること
- プロジェクションマッピング等の許可を得ている場合を除き、光を広場の外に向けて投射しないこと
- 使用に係る関係法令の遵守は使用者の責任において対応すること
- 火気（発電機を含む）を使用する場合は、大分中央消防署へ2週間前までに手続きを行うこと
- 飲食を伴う場合は、大分市保健所衛生課へ2週間前までに手続きを行うこと
- 飲食・物販を伴う場合は、広場内にゴミ箱を設置し、使用者の責任でゴミを処理すること
- 汚水栓を使用する場合は、大分市上下水道局営業課へ2週間前までに手続きを行うこと
- 音やにおいが発生する場合は、広場に隣接する周辺店舗等へ必ず事前連絡を行い十分な調整を図ること
- イベント主催者は事前に関連する各種保険に加入すること
- 現地に使用責任者を必ず常駐させ、連絡が取れるようにすること
- イベント中の苦情対応に不備がある場合は利用を即時中止することがあります
- 使用に起因する事故や苦情等については使用者の責任において速やかに解決処理すること
- テーブルやイス、植栽コンテナ等を移動する場合は、市の指示に従い元の位置に戻すこと
- 宗教活動を目的とする行為は禁止します
- 特定の個人、集団、人種等を攻撃し、侮辱し、又は差別する行為は禁止します
- 使用者又はその関係者が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると判明した場合は、広場の使用許可を取り消します
- 大型屋根を移動する場合は事前に協議すること

その他特記事項